

(株)安芸大谷製作所一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 12月 1日～2028年 3月 31日までの 2年4ヶ月間

2. 内容

目標1：計画期間中の育児休業取得率を男女とも75%以上とする。

＜対策＞

- 2025年12月～ 実施済の休業者の業務力バー体制の再検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能化など：年1回）
- 2025年12月～ 出産報告等があった際に、総務課より該当部署職長及び本人に育休取得を推奨する。（隨時）

目標2：従業員の平均時間外・休日労働時間を月20時間以内とする。

＜対策＞

- 2025年12月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 2025年12月～ DX化による業務改善（書類電子化及び業務フロー改善・短縮）
- 2025年12月～ 各部署における問題点の検討実施

目標3：安心して休業を取得し、職場復帰でき、中長期的にキャリアに影響を与えない環境づくりにむけ従業員教育を行う。

＜対策＞

- 2025年12月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施（年1回）
- 2025年12月～ 案内物の作成し社内報などにより全職員へ周知（年1回）

目標4：有期雇用労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

＜対策＞

- 2026年4月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2026年5月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に年1回行う
- 2026年5月～ 毎期首において各部署年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2026年10月～ 各部署の進捗状況を確認する（半期に1回）